

受胎調節実地指導員申請等事務取扱要領

第1 この要領は、母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく受胎調節実地指導員の申請及び届出の事務に必要な事項を定めるものとする。

第2 申請等の種類

- (1) 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号以下「規則」という。）第9条に係る受胎調節実地指導員指定の申請
- (2) 規則第10条に係る受胎調節実地指導員標識の交付申請
- (3) 規則第12条に係る受胎調節実地指導員指定証の訂正申請
- (4) 規則第13条に係る受胎調節実地指導員住所変更の届出
- (5) 規則第14条第1項及び第2項に係る受胎調節実地指導員指定証及び標識の再交付申請
- (6) 規則第14条第3項に係る受胎調節実地指導員標識指定証及び標識の返納の届出
- (7) 規則第15条第1項に係る受胎調節実地指導員指定の取り消しの申請
- (8) 規則第15条第2項及び第3項に係る受胎調節実地指導員の死亡等の届出

第3 事務手数料

第1の申請に係る事務手数料は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 第1(1)の申請（新規指定） | 4,100円 |
| (2) 第1(2)の申請（標識の交付） | 3,200円 |
| (3) 第1(3)の申請（指定証の訂正） | 2,500円 |
| (4) 第1(5)の申請（指定証の再交付） | 2,900円 |
| (5) 第1(5)の申請（標識の再交付） | 2,700円 |

第4 申請等窓口

申請者等は住所地（住民基本台帳の登録地）により、次の窓口に申請書等を提出するものとする。

- (1) 名古屋市内に住所地を有する場合
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
- (2) 豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市に住所地を有する場合
各市の保健所
- (3) (1)及び(2)以外の市町村に住所地を有する場合
住所地を管轄する県保健所

第5 申請書及び添付書類

第1の(1)から(8)に掲げた申請等に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 新規に受胎調節実地指導員の指定を受ける場合

- ① 受胎調節実地指導員指定申請書（様式1）
 - ② 助産師、保健師又は看護師の免許証の写し
なお、免許証申請中の場合は、登録済証明書（有効期限内のもの）
 - ③ 規則第19条に基づき交付された認定講習の修了を証する書面
 - ④ 免許証と申請書の氏名又は本籍が異なる場合は、戸籍抄本（発行日より6ヶ月以内のもの）
 - ⑤ 指定証の氏名欄に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の変更経過が確認できる戸籍抄本（発行日より6か月以内のもの）
ただし、添付された助産師、保健師又は看護師の免許証の写しに旧姓が併記されている場合は添付を省略することができる。
- (2) 受胎調節実地指導員標識の交付を希望する場合
- ① 受胎調節実地指導員標識交付申請書（様式2）
 - ② 指定証の写し
- なお、(1)と同時に行う場合は、様式2の申請書は不要とする。
- (3) 婚姻等により本籍の変更や資格を変更する場合
- ① 受胎調節実地指導員指定証訂正申請書（様式3）
 - ② 指定証
 - ③ 戸籍抄本（発行日より6ヶ月以内のもの）
ただし、指定証の氏名欄に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の変更経過が確認できる戸籍抄本であること。
 - ④ 免許証（資格変更の場合のみ）
- なお、指定証を紛失した場合は、受胎調節実地指導員指定証等再交付申請書（様式7）を同時申請する。
- (4) 住所地を変更した場合
受胎調節実地指導員住所変更届（様式5）
- (5) 指定証又は標識を損傷又は紛失し、指定証又は標識の再交付を申請する場合
- ① 受胎調節実地指導員指定証等再交付申請書（様式7）
 - ② 指定証又は標識
 - ③ 確約書（指定証及び標識を紛失した場合）（様式8）
- (6) 受胎調節実地指導員の指定を受けたが、その後指定を取り消したい場合
- ① 受胎調節実地指導員指定取り消し申請書（様式13）
 - ② 指定証及び標識
 - ③ 確約書（指定証及び標識を紛失した場合）（様式8）
- (7) 受胎調節実地指導員の指定を受けた者が死亡又は失そう宣告を受けた場合
【届出者：相続人等】
- ① 受胎調節実地指導員死亡等届（様式9）
 - ② 指定証及び標識
 - ③ 確約書（指定証及び標識を紛失した場合）（様式8）
- (8) 母体保護法第39条第2項の規定により指定を取り消された場合

- ① 受胎調節実地指導員指定証等返納届（様式11）
- ② 指定証及び標識
- ③ 確約書（指定証及び標識を紛失した場合）（様式8）

第6 申請の届出期限

申請事項等に変更があった場合は、次の期限内に届出を行うものとする。

- (1) 本籍及び氏名を変更した場合
変更が生じた日から30日以内。
なお、期限を過ぎて届出があった場合は、指定証訂正申請遅延理由書（様式4）を併せて提出すること。
- (2) 住所地を変更した場合
変更が生じた日から10日以内。
なお、期限を過ぎて届出があった場合は、住所変更届遅延理由書（様式6）を併せて提出すること。
- (3) 指定証又は標識を損傷又は紛失した場合
事実発生の日から30日以内。
- (4) 指定証又は標識の再交付を受けた後、紛失した指定証又は標識を発見した場合
発見の日から5日以内。
なお、期限を過ぎて届出があった場合は、受胎調節実地指導員指定証等返納届遅延理由書（様式12）を併せて提出すること。
- (5) 受胎調節実地指導員の指定を受けた者が死亡又は失そう宣告を受けた場合
死亡又は失そう宣告を受けた日から30日以内。
なお、期限を過ぎて届出があった場合は、受胎調節実地指導員死亡等届遅延理由書（様式10）を併せて提出すること。
- (6) 母体保護法第39条第2項の規定により指定を取り消された場合
取り消しの日から10日以内。
なお、期限を過ぎて届出があった場合は、受胎調節実地指導員指定証等返納届遅延理由書（様式12）を併せて提出すること。

第7 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課が検討の上、取り扱いを定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年7月8日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。（ただし、本要領様式1から様式13までについては、令和元年5月1日から適用する）。

附則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年11月9日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。